



## 第6章 誘導施設の設定

- 6.1 誘導施設の基本的な考え方
- 6.2 誘導施設等の設定
- 6.3 誘導施設

## 6.1 誘導施設の基本的な考え方

### (1) 誘導施設とは

- 市民の日常生活などにおいて必要とする利便施設のことを「都市機能施設」といいます。具体的には医療施設、福祉施設、商業施設その他都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています。
- このうち、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設(法文上は「都市機能増進施設」)のことを「誘導施設」といいます。
- 設定に当たっては、具体の整備計画のある施設を設定するほか、人口の将来見通し、施設の充足状況や配置などを勘案し、必要な施設を設定することが望ましいとされ、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまおうおそれがある場合についても、必要に応じて誘導施設として定めるものとされています。
- 都市計画運用指針では誘導施設に関する以下の考え方やイメージが示されています。

#### <定めることが考えられる施設(都市計画運用指針)>

##### ①高齢化の中で必要性の高まる施設

病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターなど

##### ②子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設

幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設など

##### ③集客力がありまちのにぎわいを生み出す施設

図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設など

##### ④行政施設

行政サービスの窓口機能を有する市役所支所など

資料:都市計画運用指針(国土交通省)より作成

## (2) 誘導施設の設定に当たって特に配慮すべき事項

## ① 小樽市公共施設長寿命化計画等との整合

- 市が保有する公共施設で多くの市民等が利用する施設は、「誘導施設」への設定が想定されますが、昭和 50(1945)年前後に建設した施設が多く、老朽化が進んでおり、今後、大規模改修や建替えなど多額の財政需要が見込まれています。
- こうした中、小樽市公共施設長寿命化計画(令和3年2月策定)では、
  - ✓ 公共施設の再編(建替えや統合化等)を推進し、公共施設の総量を削減
  - ✓ PPP/PFI 手法の活用を積極的に検討するなど民間事業者との連携
  - ✓ 既存施設の長寿命化改修による延命化(大規模改修時)

などにより、公共施設に関する事業費の縮減と平準化を進めることとしており、誘導施設の設定に当たっては、こうした公共施設に係る関連計画等と整合を図る必要があります。

## ② 市民ニーズの高い施設

- 「小樽市のまちづくりに関するアンケート調査(令和3年度)」では、「身近な地域の拠点で日常利用する施設として将来もあり続けてほしい施設(複数回答)」として、「食料品・日用品販売店舗」「医院・診療所(内科・小児科)」「金融機関(銀行・郵便局等)」「コンビニエンスストア」を選択した方が多くなっています。
- こうした市民ニーズの高い施設は、本市の東西に細長い地形的特性などから、市内に分散して立地しており、長期間かけてゆるやかに居住を誘導・集約していく過程においては現状の立地を維持していく必要があります。
- 誘導施設の設定に当たっては、こうした市民ニーズや施設の立地状況なども勘案する必要があります。

表 6-1 アンケート調査結果(複数回答)

将来もあり続けてほしい施設	回答数	選択率
スーパーやドラッグストア等の食料品・日用品販売店舗	764	87.8%
医院・診療所(内科・小児科)	562	64.6%
金融機関(銀行・郵便局等)	473	54.4%
コンビニエンスストア	337	38.7%
飲食店(テイクアウト含む)	133	15.3%
衣料品・家電等の生活用品販売店舗	107	12.3%
子育て支援施設(保育所・幼稚園・認定こども園等)	82	9.4%
社会福祉施設(デイサービスセンター等)	72	8.3%
集会施設(集会所・町内会館等)	20	2.3%
その他	13	1.5%
アンケート回答者	870	

市民ニーズの高い施設

資料:小樽市のまちづくりに関するアンケート調査

### ③ 交流人口を踏まえた持続可能なまちづくりの推進

- 本市は自然景観や都市景観、食文化等に恵まれ国内外から多くの観光客が訪れています。
- 観光入込客数は、平成11(1999)年の約973万人をピークとして、600万人から800万人で推移し、令和2(2020)年には世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により約260万人にまで減少しましたが、現在は回復傾向にあり、令和5(2023)年には約761万人もの観光客が訪れています。
- 人口減少が進む中、こうした観光客をはじめとした交流人口は、都市機能の維持に欠かせないものであり、持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、交流人口の利用も考慮した誘導施設の設定が必要です。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

## (3) 誘導施設の基本的な考え方

## 1) 都市機能(施設)の分類

前述のとおり、市民の日常生活において必要な利便施設である都市機能施設には、商業施設や医療施設など多様な施設があり、その機能の持つ役割や利用圏域などによって区分します。

また、本計画では、本市の特性や現状の都市機能施設の立地状況などを踏まえ、「市民の暮らしを支える機能」に加え、観光関連施設や観光資源も本市の持続可能性を高める上で重要な機能と捉え、「観光産業を支え魅力を高める機能」の2つの機能に区分し、整理・分類します。

「鉄道(駅)」及び「観光交流施設」については、「高次都市機能(施設)」と「観光交流向上機能」の両方に位置付けます。

表 6-2 本計画における都市機能(施設)の分類

市民の暮らしを支え質を高める機能		
都市機能	高次都市機能(施設)	市全体や広域圏を対象として多くの市民や観光客等が利用し、市全体や複数の地域で1つしかない施設など、高いレベルのサービスを提供する機能(施設) ・大規模集客施設や二次救急医療施設、市役所等の行政施設、交通施設(鉄道駅)等
	一般都市機能(施設)	市民が地域内において日常生活を送るために必要な身近な機能(施設) ・コンビニやスーパーなどのどこの地域においても必要な日常的な都市機能施設
観光産業を支え魅力を高める機能		
施設	観光交流向上機能(施設)	交流人口の増加に寄与し、市民の生活を豊かにするとともに、市民と観光客等との交流の促進による、更なる魅力や活力の向上、にぎわいの創出を図る機能(施設) ・宿泊施設、観光交流施設
	重要観光資源	本市の観光を支える海と山に囲まれた豊かな自然を活用した資源や本市の魅力をを楽しむ体験・滞在型観光の振興に寄与する重要な観光資源 ・本市の観光を支え歴史的まちなみを形づくる歴史的建造物や地場産業等

## 2) 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設の基本的な考え方は以下のとおりとします。

- 誘導施設は、多くの市民・観光客等が利用し、市全体や複数の地域で1つしかない施設など、大規模集客施設や二次救急医療施設、市役所等の行政施設、交通施設(鉄道駅等)等の「高次都市機能施設」を基本として、国の指針等の考え方や市内の既存施設の配置の状況等を踏まえながら、市の公共施設に関する計画など関連計画等と整合を図り設定することとし、国の支援措置などを活用しながら機能の維持・充実に努め、区域内外における利便性を確保します。
- 長期的な時間軸の中で、デジタル技術の進展(DX化)などにより、将来的に、公共サービスの住民への提供方法の変化が予想されます。このことから、誘導施設については社会情勢等に応じて定期的に見直しを行うことを前提とします。

## 3) 誘導施設等の誘導の考え方

- 誘導施設は、新たに誘導を図るべき施設のほか、今後も必要とされる機能として、維持や充実を図るべき既存の施設を含むこととし、以下に示すとおり、「誘導」と「充実」の2つに区分し、その考え方を示します。
- また、今後の人口対策として移住・定住促進を図る上で重要な要素となる施設については、関連計画等との調整を図りつつ、年代別の人口動態や住民ニーズ等を把握しながら、誘導施設への設定の必要性や、新たに誘導を図るべき区域等について、今後も継続して検討する施設(継続検討)を設定し、その考え方を示します。
- 誘導施設以外の都市機能施設の中から、市独自で施設を指定し、将来に向けて立地場所の考え方を示します。

表 6-3 誘導施設等の誘導の考え方

誘導等区分		誘導等の考え方	施設区分
誘導施設	誘導	区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設	高次都市機能施設
	充実	既に都市機能誘導区域(法定)に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設	
市独自設定施設	継続検討	誘導施設への設定の必要性や新たに誘導を図るべき区域等について継続して検討する施設	
	段階的誘導	当面は現状を維持し誘導を図る施設ではないが、将来一定の居住誘導がなされた段階で、都市機能誘導区域に誘導を図るべき施設(p73 市民ニーズの高い4施設)	上記以外
	機能維持	本市ならではの機能として、将来にわたって維持・充実・保全・磨き上げを図る必要のある施設等	

## 6.2 誘導施設等の設定

### (1) 誘導施設等の設定の流れ

前述のとおり、誘導施設は高次都市機能施設の中から設定することとしますが、誘導施設として設定すると、国等の支援制度(国庫補助金)が活用できる可能性が広がる反面、届出・勧告制度の対象となり、立地適正化計画区域の都市機能誘導区域(法定)外において、誘導施設の建築に係る開発行為や建築物の新築・改築又は用途変更を行う場合には、市長への届出が義務付けられます。

このため、設定に当たっては、市全体や都市機能誘導区域内外における施設の配置等を見渡しなが、各都市機能誘導区域(法定)の役割や特性に即した施設を適切に設定する必要があります。

これを踏まえ、以下の手順(STEP1~3)で段階的に検討し、設定することとし、誘導施設として設定する施設以外の都市機能施設についてその考え方を示します。

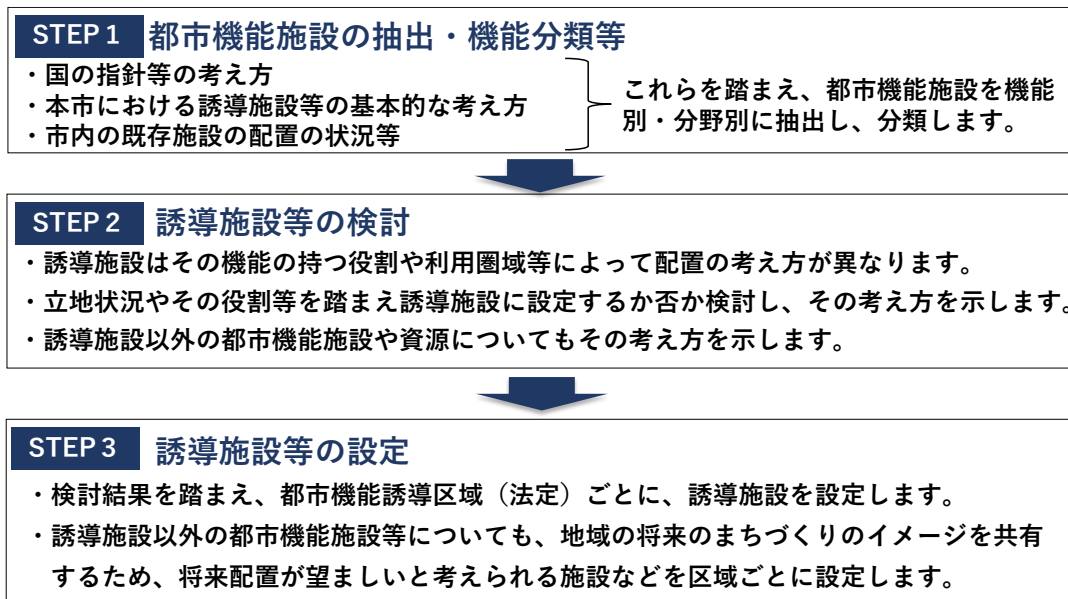


図 6-1 誘導施設の設定手順

(2) 都市機能施設の機能分類及び誘導施設等の設定

STEP 1 STEP 2

前述の誘導施設の基本的な考え方を踏まえ、STEP1、STEP2の手順で、機能別・分野別に分類し、以下のとおり、その考え方を示します。

また併せて、誘導施設以外の都市機能施設や資源についてその考え方を示します。

1) 市民の暮らしを支え質を高める機能

以下に概要を示すとともに、次ページ以降に各施設等の詳細について、分野別に詳述します。

表 6-4 「市民の暮らしを支え質を高める機能」の概要

STEP1			STEP2	
機能分類	定義	分野分類	設定の考え方	施設区分
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	以下の7つの分野(機能)別に分類 商業 医療 子育て 保健・福祉 教育・文化・交流 行政 交通	●大規模集客施設、二次救急医療施設、市役所など ・都市機能誘導区域(法定)に立地することにより都市機能の増進に著しく寄与する施設であって、すでに立地し、 <u>今後も必要とされる機能として維持・充実、又は新たに誘導を図るべき施設</u>	誘導施設
			●コミュニティセンター等(分野:教育・文化・交流) ・地域住民の生活文化の向上や福祉の増進、住民相互の交流の場となるものであり、地域住民が互いに支え合い自立したコミュニティを形成していく上で重要な要素となる機能ではあるため、 <u>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実を図る</u> 。 ・また、同機能は、子育て世代等の移住・定住促進を図る上で重要な要素となる機能であるため、関連計画等との調整を図りつつ、年代別の人口動態や住民ニーズ等を把握しながら、 <u>新たに誘導を図るべき区域など適正な区域設定・施設配置について今後も継続検討</u>	誘導施設(継続検討)
			●地域子育て支援センターなど(分野:子育て) ・東西に細長い地形的特性から、複数の生活圏をカバーするため設置した施設であり、長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、 <u>誘導施設としないが</u> 、移住・定住促進を図る上で重要な要素となる施設 ・今後、適正な配置について継続して検討が必要ことから、 <u>継続検討施設(市独自)に設定</u>	継続検討施設(市独自)
			●市役所支所(分野:行政)※サービスセンター ・東西に細長い地形的特性から、複数の生活圏をカバーするため設置した施設であり、長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、 <u>誘導施設としない施設</u> ●フェリー・旅客船ターミナル(分野:交通) ・都市機能の増進に著しく寄与する施設ではあるが、立地場所が特定され、都市機能誘導区域(法定)の区域外であることから <u>誘導施設としない施設</u>	上記以外の施設
			●スーパーマーケット、病院(内科医院等)、銀行など(分野:商業・医療・金融) ・長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、 <u>当面は現状の立地を維持する必要のある施設ではあるが、身近な地域の拠点内での将来ニーズが高く、将来は都市機能誘導区域内に立地することが望ましいと考えられる施設(市独自設定)</u> ・都市機能施設の事業者が、 <u>今後の市内での施設の立地を検討する際の参考となるよう、そのあり方を示し、将来の区域内外における利便性の確保につなげる</u> 。	段階的誘導施設(市独自)
			●保育所、地域包括支援センターなど(分野:子育て・保健・福祉・教育) ・長期間かけてゆるやかに無理のない形で、居住等を集約していく過程においては、 <u>当面は現状の立地を維持する必要のある施設</u>	上記以外の施設
市民の暮らしを支え質を高める機能	一般都市機能(施設)	以下の6つの分野(機能)別に分類 商業 医療 子育て 保健・福祉 教育・文化・交流 金融	●大規模集客施設、二次救急医療施設、市役所など ・都市機能誘導区域(法定)に立地することにより都市機能の増進に著しく寄与する施設であって、すでに立地し、 <u>今後も必要とされる機能として維持・充実、又は新たに誘導を図るべき施設</u>	誘導施設
			●コミュニティセンター等(分野:教育・文化・交流) ・地域住民の生活文化の向上や福祉の増進、住民相互の交流の場となるものであり、地域住民が互いに支え合い自立したコミュニティを形成していく上で重要な要素となる機能ではあるため、 <u>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実を図る</u> 。 ・また、同機能は、子育て世代等の移住・定住促進を図る上で重要な要素となる機能であるため、関連計画等との調整を図りつつ、年代別の人口動態や住民ニーズ等を把握しながら、 <u>新たに誘導を図るべき区域など適正な区域設定・施設配置について今後も継続検討</u>	誘導施設(継続検討)
			●地域子育て支援センターなど(分野:子育て) ・東西に細長い地形的特性から、複数の生活圏をカバーするため設置した施設であり、長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、 <u>誘導施設としないが</u> 、移住・定住促進を図る上で重要な要素となる施設 ・今後、適正な配置について継続して検討が必要ことから、 <u>継続検討施設(市独自)に設定</u>	継続検討施設(市独自)
			●市役所支所(分野:行政)※サービスセンター ・東西に細長い地形的特性から、複数の生活圏をカバーするため設置した施設であり、長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、 <u>誘導施設としない施設</u> ●フェリー・旅客船ターミナル(分野:交通) ・都市機能の増進に著しく寄与する施設ではあるが、立地場所が特定され、都市機能誘導区域(法定)の区域外であることから <u>誘導施設としない施設</u>	上記以外の施設
			●スーパーマーケット、病院(内科医院等)、銀行など(分野:商業・医療・金融) ・長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、 <u>当面は現状の立地を維持する必要のある施設ではあるが、身近な地域の拠点内での将来ニーズが高く、将来は都市機能誘導区域内に立地することが望ましいと考えられる施設(市独自設定)</u> ・都市機能施設の事業者が、 <u>今後の市内での施設の立地を検討する際の参考となるよう、そのあり方を示し、将来の区域内外における利便性の確保につなげる</u> 。	段階的誘導施設(市独自)
			●保育所、地域包括支援センターなど(分野:子育て・保健・福祉・教育) ・長期間かけてゆるやかに無理のない形で、居住等を集約していく過程においては、 <u>当面は現状の立地を維持する必要のある施設</u>	上記以外の施設

分野：商業

<市民の暮らしを支え質を高める機能>

設定区分

- 誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- 誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- 誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定
- 当面は現状の維持が必要だが一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実：既に都市機能誘導区域内に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設
- 段階的誘導：当面は現状を維持するが、将来は都市機能誘導区域内に誘導を図るべき施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分	備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域
			概要		
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	商業	大規模集客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に2施設あり、全て中核都市機能誘導区域内に立地</li> <li>・都市機能誘導区域内におけるにぎわいの創出や生活利便性の向上、安定した雇用の場の確保(定住人口対策)に寄与するなど持続可能なまちづくりを進めるに当たって、重要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>充実</b></p> <p>【法定区域(中核)】 ・ウイングベイ小樽 ・長崎屋</p>
			スーパー・ドラッグストア等の食料品・日用品販売店舗	幅広い品揃えで地域内の購買活動を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地域に複数立地</li> <li>・市内各地域にある程度分散して立地することで利便性が高まる施設であり、長期間かけてゆるやかに居住等を誘導・集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、<b>誘導施設としないが</b>、身近な地域の拠点内での将来ニーズが高い施設であることから、一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「<b>市独自施設</b>」に<b>設定</b></li> </ul>
	コンビニエンスストア	日常生活に必要な日用品、生鮮品等の買い回りに対応する施設		<p><b>段階的誘導</b></p>	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

分野：医療

＜市民の暮らしを支え質を高める機能＞

設定区分

- ：誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- ：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- ：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定
- ：当面は現状の維持が必要だが一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域内に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討**：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設
- 段階的誘導**：当面は現状を維持するが、将来は都市機能誘導区域内に誘導を図るべき施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分	備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
			概要			
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	医療	二次救急医療施設	市内及び後志圏における休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者に対応(救急医療対策事業実施要綱第2の二次救急医療施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次救急医療機関は市内に6施設あるうちの5施設、初期救急医療施設(夜間急病センター)は1施設が、中核都市機能誘導区域内に立地</li> <li>・市内及び後志圏における総合的な医療の拠点施設であり、市民をはじめとした後志圏の居住者の安心・快適な暮らしを確保するために不可欠な機能であることから、<b>誘導施設として設定</b>、既存機能の維持・充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・市立小樽病院</li> <li>・掖済会小樽病院</li> <li>・済生会小樽病院</li> <li>・小樽協会病院</li> <li>・小樽中央病院</li> <li>【法定区域外】</li> <li>・札幌病院</li> </ul>
			初期緊急医療施設	市内及び後志圏における休日及び夜間の比較的軽症の救急患者に対応する医療施設(救急医療対策事業実施要綱第1の初期救急医療施設)		<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・夜間急病センター</li> </ul>
			病院	日常的な医療サービスを提供する内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む病院(二次救急医療施設以外の医療法第1条の5第1項の病院)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地域に複数立地</li> <li>・市内各地域にある程度分散して立地することで利便性が高まる施設であり、長期間かけてゆるやかに無理のない形で居住等を誘導・集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、<b>誘導施設としないが</b>、身近な地域の拠点内での将来ニーズが高い施設であることから、一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「<b>市独自施設</b>」に設定</li> </ul>
	一般都市機能(施設)	医療	診療所	日常的な医療サービスを提供する内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む診療所(医療法第1条の5第2項の診療所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地域に複数立地</li> <li>・市内各地域にある程度分散して立地することで利便性が高まる施設であり、長期間かけてゆるやかに無理のない形で居住等を誘導・集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、<b>誘導施設としないが</b>、身近な地域の拠点内での将来ニーズが高い施設であることから、一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「<b>市独自施設</b>」に設定</li> </ul>	段階的誘導

分野：子育て

＜市民の暮らしを支え質を高める機能＞

設定区分

- 誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- 誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- 誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【 】内は対象区域	
		概要		誘導等区分			
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	子育て	子ども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世代、子供へ一体的な相談支援を行うことを目的とした中核施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・本市の年少人口(0～14歳)は全ての地域で減少すると予測されますが、同機能は子育て世代の移住・定住促進を図る上で重要な要素となる中核的機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持、充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】 ・小樽市家庭センター 「ここにこ」
			地域子育て支援センター	複数の地域に対応して、子供・子育てに関する支援・相談を行う拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に3施設あるうち1施設が準中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・東西に細長い本市の地形的特性から、複数の地域の生活圏を対象として、現状市内3か所で市全域をカバーする形で配置しており、長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、当面は現状を維持していく必要があり、<b>誘導施設としない</b>。</li> <li>・ただし、同機能は、子育て世代等の移住・定住促進を図る上で重要な要素となる機能であるため、関連計画等との調整を図りつつ、年代別の人口動態や住民ニーズ等を把握しながら、<b>適正な施設配置について今後も継続して検討</b></li> </ul>	継続検討	【法定区域(準中核)】 ・あそぼ (銭函保育所)  【法定区域外】 ・げんき (奥沢保育所) ・風の子 (赤岩保育所)
			児童厚生施設	複数の地域に対応して、子供たちの健康の増進と心の豊かさを育てることを目的とした拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に3施設あるうち2施設が中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・東西に細長い本市の地形的特性から、複数の地域の生活圏を対象として、地域の実情などを踏まえ、現状市内3か所配置しており、長期間かけてゆるやかに居住等を集約していく過程において、当面は現状を維持していく必要があり、<b>誘導施設としない</b>。</li> <li>・ただし、同機能は、子育て世代等の移住・定住促進を図る上で重要な要素となる機能であるため、関連計画等との調整を図りつつ、年代別の人口動態や住民ニーズ等を把握しながら、<b>適正な施設配置について今後も継続して検討</b></li> </ul>	継続検討	【法定区域(中核)】 ・いなきた児童館 ・とみおか児童館  【法定区域外】 ・塩谷児童センター
			子ども発達支援センター	全市的な障害児及び障害の疑いのある児童に集団療育や個別療育を通して発達を支援するための拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1施設あり、都市機能誘導区域の区域外(自然共生区域)に立地</li> <li>・全市的な障害児及び障害の疑いのある児童の健全な育成を図るための中核的機能であり、公共交通等の利便性の高い地域での立地が望まれる機能であるが、移転後間もない(令和4年移転)ことから、<b>誘導施設としない</b>。</li> <li>・今後については、既存施設を有効に活用しながら、関連計画等との調整を図りつつ、<b>適正な施設配置について継続して検討</b></li> </ul>	継続検討	【法定区域外】 ・子ども発達支援センター
一般都市機能(施設)		保育所・幼稚園等	日常的な子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地域に複数立地</li> <li>・長期間かけてゆるやかに無理のない形で、居住等を集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	—		

分野：保健・福祉

＜市民の暮らしを支え質を高める機能＞

設定区分

■：誘導施設(都市機能増進施設)として設定

■：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討

□：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)

充実：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)

継続検討：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
		概要		誘導等区分			
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	保健・福祉	保健所	全市民に保健サービスを提供する拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>全市民的な保健サービスの提供に係る中核的機能であり、公共交通等の利便性の高い地域での立地が望まれることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】 ・保健所
			総合福祉センター	全市民的な市民福祉向上のための拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>全市民的な市民福祉向上のための中核的機能であり、公共交通等の利便性の高い地域での立地が望まれることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】 ・総合福祉センター
			身体障害者福祉センター	全市民的な身体障害者福祉増進のための拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>全市民的な障害者福祉向上のための中核的機能であり、公共交通等の利便性の高い地域での立地が望まれることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】 ・身体障害者福祉センター
			地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活するための総合的な支援を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に4施設あるうち2施設が中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>高齢者保健福祉計画等に基づき、地域ブロック単位で設置されており、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	—	【法定区域(中核)】 ・南部 ・中部  【法定区域外】 ・東南部 ・北西部
	一般都市機能(施設)		デイサービスセンター等の社会福祉施設等	日々の介護、見送り等のサービスを受けることのできる施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各地域に複数立地</li> <li>長期間かけてゆるやかに無理のない形で、居住等を集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	—	

分野：教育・文化・交流

＜市民の暮らしを支え質を高める機能＞

設定区分

- 誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- 誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- 誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
		概要		誘導等区分			
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	教育・文化・交流	文化ホール	教育・文化レベルを高め、広域的な市民の交流を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に3施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・市民の文化向上に寄与することに加え、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出する上で必要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・市民会館</li> <li>・市民センター</li> <li>・公会堂</li> </ul>
			コミュニティセンター等	教育・文化レベルを高め、広域的な市民の交流を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に2施設あり、中核及び準中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・地域住民の生活文化の向上や福祉の増進、住民相互の交流の場となるものであり、地域住民が互いに支え合い自立したコミュニティを形成していく上で重要な要素となる機能であるため、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> <li>・また、同機能は、子育て世代等の移住・定住促進を図る上で重要な要素となる機能であるため、関連計画等との調整を図りつつ、年代別の人口動態や市民ニーズ等を把握しながら、<b>新たに誘導を図るべき区域など、適正な区域設定・施設配置について今後も継続して検討</b></li> </ul>	充実・継続検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・いなきたコミュニティセンター</li> <li>【法定区域(準中核)】</li> <li>・銭函市民センター</li> </ul>
			勤労センター	教育・文化レベルを高め、広域的な市民の交流を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に2施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・市内勤労者の福祉の増進等に寄与する施設であり、公共交通等の交通利便性の高い地域での立地が望まれる機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・勤労女性センター</li> <li>・勤労青少年ホーム</li> </ul>
			図書館	教育・文化レベルを高め、広域的な市民の交流を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・市民の教育と文化の発展に寄与することに加え、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出する上で必要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・小樽図書館</li> </ul>
			博物館	教育・文化レベルを高め、広域的な市民の交流を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に2施設あるうち、1施設が中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することに加え、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出する上で必要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。ただし、歴史的背景などから立地場所が特定される施設である「<b>小樽市総合博物館</b>」を除く。</li> </ul>	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・小樽市総合博物館運河館</li> <li>【法定区域外】</li> <li>・小樽市総合博物館</li> </ul>
			美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に2施設(登録博物館)あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・本市における美術の振興、市民の教養等に資するとともに、文化の発展に寄与することに加え、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出する上で必要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法定区域(中核)】</li> <li>・小樽文学館</li> <li>・小樽美術館</li> </ul>	

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分	誘導等 区分	備考(参考) ※既存公共施設等 【 】内は対象区域	
		概要					
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	教育・文化・交流	生涯学習施設	教育・文化レベルを高め、広域的な市民の交流を支える施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>多様な世代を対象として学習する機会の充実等を図る機能であり、公共交通等の利便性の高い地域での立地が望まれることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】生涯学習プラザ
			スポーツ拠点施設	全市民をはじめ広域圏からの利用者を対象として、複数競技が開催可能な市民の健康増進を推進する拠点である総合体育館などの拠点的スポーツ施設(総合体育館ほか小樽公園内施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市経済の中心地である小樽駅の周辺において、ホール機能を有する市民会館や能楽堂等を有する公会堂などの都市機能施設が集積する歴史的・文化的機能と自然的機能が一体となった本市の中核的かつシンボリックな公園(総合公園小樽公園・明治33年開設)内に位置し、市内をはじめ広域圏を対象とした集客性を有し、市民の健康、文化、交流を支え、区域内のにぎわいや魅力づくり、回遊性の向上に寄与する拠点的機能であることから、<b>誘導施設として設定し、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> <li>また、<b>新たな機能(地域づくり交流施設)の誘導</b>を図り、<b>都市機能誘導区域内のさらなる魅力や活力の向上、にぎわいの創出</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】総合体育館、野球場ほか
			地域づくり交流施設	市民の交流や活動を支え、促進する多目的交流スペースを有する拠点的施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、<b>新たな機能(地域づくり交流施設)の誘導</b>を図り、<b>都市機能誘導区域内のさらなる魅力や活力の向上、にぎわいの創出</b>を図る。</li> </ul>	誘導	— ※中核都市機能誘導区域の新総合体育館内に(仮称)地域づくり交流ホールを整備予定
			観光交流施設	産業の振興と市民の交流の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>観光都市である本市において、地場製品の普及を促進し、観光情報を提供による産業の振興、市民の交流に寄与する拠点的な機能であることに加え、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出する上で必要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> <li>また、本市の新たな玄関口となる広域連携交流都市機能誘導区域(新小樽(仮称)駅周辺地区)に、同機能の誘導を図り、市民と観光客等との交流の促進による、区域内のさらなる魅力や活力の向上、にぎわいの創出を図る。</li> </ul>	充実・誘導	【法定区域(中核)】国際インフォメーションセンター
	一般都市機能(施設)		小学校	義務教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年に策定された「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画(以下「小中学校基本計画」という。)」に基づき、市内を6つの地区ブロックに区分し、それぞれの地区ブロックで「望ましい学校規模」での再編となるよう、全市的な取組を進め、現在、都市機能誘導区域(法定)外を含む市内各地域に小学校17校、中学校12校が立地</li> <li>小中学校は地域コミュニティ形成の根幹的な施設であるとともに、義務教育に欠かせない施設であり、今後、誘導区域を踏まえた同基本計画に基づき配置の検討が進められることから、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	—	市内17校
中学校			<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校は地域コミュニティ形成の根幹的な施設であるとともに、義務教育に欠かせない施設であり、今後、誘導区域を踏まえた同基本計画に基づき配置の検討が進められることから、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>		—	市内12校	

分野：金融

＜市民の暮らしを支え質を高める機能＞

設定区分

- 誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- 誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- 誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定
- 当面は現状の維持が必要だが一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実：既に都市機能誘導区域内に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設
- 段階的誘導：当面は現状を維持するが、将来は都市機能誘導区域内に誘導を図るべき施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域
			概要		誘導等区分	
市民の暮らしを支え質を高める機能	金融	銀行・信用金庫	決裁や融資などの金融機能を提供する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域(法定)外を含め市内各地域に複数立地</li> <li>・市内各地域にある程度分散して立地することで利便性が高まる施設であり、長期間かけてゆるやかに無理のない形で居住等を誘導・集約していく過程において、当面は現状の立地を維持していく必要があるため、<b>誘導施設としないが</b>、身近な地域の拠点内での将来ニーズが高い施設であることから、一定の居住誘導が進んだ段階では都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設として「<b>市独自施設</b>」に設定</li> </ul>	段階的誘導	
		郵便局	日々の引き出し、振り込みなどができる施設		段階的誘導	

分野：行政

＜市民の暮らしを支え質を高める機能＞

設定区分

- 誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- 誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- 誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実：既に都市機能誘導区域内に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域
			概要		誘導等区分	
市民の暮らしを支え質を高める機能	行政	市役所	中核的な行政機能として、あらゆる市民サービスを包括的に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域内に立地</li> <li>・あらゆる市民サービスを包括的に提供する本市の中核的な行政機能であり、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	充実	【法定区域(中核)】 ・市役所本庁舎
		市役所支所	地域における行政窓口として市民サービスを提供		—	【法定区域(中核)】 ・駅前サービスセンター 【法定区域外】 ・塩谷サービスセンター ・銭函サービスセンター

分野：交通

<市民の暮らしを支え質を高める機能>

設定区分

- 誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- 誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- 誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 継続検討**：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する施設

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分	備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
			概要			
市民の暮らしを支え質を高める機能	高次都市機能(施設)	交通	鉄道(駅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に7施設あるうち、4施設が、中核及び準中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・観光都市である本市において、高い交通結節機能を有する市内外からの玄関口であることに加え、区域内における交流核としてにぎわいを創出する上で重要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> <li>・また、<b>広域連携交流都市機能誘導区域(新小樽(仮称)駅周辺地区)に新たに整備される鉄道駅を誘導施設に設定</b>、同区域と中核都市機能誘導区域との拠点間公共交通ネットワークの充実を図ることにより、<b>更なる市民等の交通利便性の向上、区域内における更なるにぎわいの創出</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>充実・誘導</b></p> <p>【法定区域(中核)】 ・JR小樽駅 ・JR南小樽駅 ・JR小樽港駅</p> <p>【法定区域(準中核)】 ・JR銭函駅</p> <p>【法定区域外】 ・JR蘭島駅 ・JR塩谷駅 ・JR朝里駅</p> <p>※広域交流都市機能誘導区域内に北海道新幹線新小樽(仮称)駅を整備予定</p>	
				バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・区域内外における利便性向上、市民と観光客等との交流促進等に寄与する機能であることから、<b>誘導施設に設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>充実</b></p> <p>【法定区域(中核)】 ・小樽駅前バスターミナル</p>
				旅客船・フェリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域外に立地</li> <li>・広域(国内外・道内外)の往来のための発着場所として必要な機能ではあるが、立地場所が特定され、都市機能誘導区域外に配置されていることから、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	<p>—</p> <p>【法定区域外】 ・小樽港クルーズターミナル(旅客船ターミナル) ・小樽フェリーターミナル</p>
				観光船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光船等乗り場は、小樽運河周辺や第3号ふ頭基部など、都市機能誘導区域内外に分散</li> <li>・第3号ふ頭及び周辺区域におけるにぎわいのある国際交流空間とするため策定した「第3号ふ頭及び周辺再開発計画(平成26年度)」に基づき、第3号ふ頭基部において観光船発着場を集約する観光船ターミナルの整備中</li> <li>・同機能は、同交流空間を含む中核都市機能誘導区域内における利便性向上、市民と観光客等との交流促進による都市機能の増進に寄与する機能であることから、<b>誘導施設に設定、区域内における更なるにぎわいの創出</b>を図る。</li> </ul>	<p>—</p> <p>※中核都市機能誘導区域内に、観光船ターミナルを整備中</p>

2) 観光産業を支え魅力を高める機能

以下に概要を示すとともに、次ページ以降に各施設の詳細について、分野別に詳述します。

表 6-5 「観光産業を支え魅力を高める機能」の概要

STEP1			STEP2	
機能分類	定義	分野分類	設定の考え方等	施設区分
観光産業を支え魅力を高める機能	観光交流向上機能(施設)	交流人口の増加に寄与し、市民の生活を豊かにするとともに、市民と観光客等との交流の促進による、更なる魅力や活力の向上、にぎわいの創出を図る機能  以下の3つの分野別に分類 滞在 交流 交通	●観光交流施設、鉄道駅及び観光船ターミナル (分野:交流・交通) ・「観光交流向上機能施設」のうち、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に立地することにより都市機能の増進に著しく寄与する施設であって、既に立地し今後も必要とされる機能として維持・充実、又は新たに誘導を図るべき施設	誘導施設 ※「高次都市機能施設」と重複・再掲
			・本市ならではの機能として、将来に渡って維持・充実・保全・磨き上げを図る必要のある施設  ●宿泊施設(分野:滞在) ・市内全域における更なるにぎわいの創出を図る上で必要な施設であるが、立地場所を特定することがなじまないことから、「誘導施設」としない施設 ・ただし、小樽運河周辺などの観光エリアを含む「中核都市機能誘導区域」と、「副次都市機能誘導区域(新光地区)」周辺の温泉郷を核とする魅力ある空間を形成する「朝里川温泉地区」においては、特に充実が必要な施設として位置付け(市独自)  ●フェリー・旅客船ターミナル(分野:交通) ・都市機能の増進に著しく寄与する施設ではあるが、立地場所が特定され、都市機能誘導区域(法定)の区域外であることから誘導施設としない施設(再掲)	機能維持施設(市独自)
	重要観光資源	以下の3つの分野別に分類 文化・景観等 アクティビティ等 学習・体験	・観光客をはじめとした交流人口は、「市民の暮らしを支え質を高める機能(施設)」の維持に欠かせないものであり、本市ならではの都市機能として位置付け ・立地場所を特定することはなじまないことなどから、「誘導施設」とはしないが、市民と観光客等との交流促進、更なるにぎわい創出を図るため、 <u>将来にわたって維持・充実・保全・磨き上げを図る必要のある資源として位置付け(市独自)</u>	機能維持施設(市独自)

分野：滞在

＜観光産業を支え魅力を高める機能＞

設定区分

- ：誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- ：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- ：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域に立地し、今後必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 機能維持**：本市ならではの機能として維持・充実・磨き上げが将来に渡って必要な施設等

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域
		概要		誘導等区分		
観光産業を支え魅力を高める機能	観光交流向上機能(施設)	滞在	宿泊施設	レストラン、日帰り温泉施設などを有した市民の生活を豊かにするもの(1000㎡を超える旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR小樽駅周辺や小樽運河周辺、朝里川温泉を中心として市内に複数立地</li> <li>・ JR小樽駅周辺や小樽運河周辺の観光地では、交流人口を呼び込み、滞在することにより、施設周辺の商業施設(小売店舗・飲食店等)の利用促進につながるなど、人口減少下における都市機能の維持に寄与するものであるが、市街地背後に恵まれた自然を活用した観光資源を有する本市においては、都市機能誘導区域(法定)外においても必要な機能であり、特定の区域内のみに誘導を図る施設にはなじまないものと考えられることから、<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	機能維持

分野：交流

＜観光産業を支え魅力を高める機能＞

設定区分

- ：誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- ：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- ：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 機能維持**：本市ならではの機能として維持・充実・磨き上げが将来に渡って必要な施設等

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域
		概要		誘導等区分		
観光産業を支え魅力を高める機能	観光交流向上機能(施設)	交流	観光交流施設【再掲】	産業の振興と市民の交流の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・ 観光都市である本市において、地場産品の普及を促進し、観光情報を提供による産業の振興、市民の交流に寄与する拠点的な機能であることに加え、都市機能誘導区域内のにぎわいを創出する上で必要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> <li>・ また、本市の新たな玄関口となる広域連携交流都市機能誘導区域(新小樽(仮称)駅周辺地区)に、同機能の誘導を図り、市民と観光客等との交流の促進による、区域内のさらなる魅力や活力の向上、にぎわいの創出を図る。</li> </ul>	充実・誘導

分野：交通

＜観光産業を支え魅力を高める機能＞

設定区分

- ：誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- ：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- ：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 機能維持**：本市ならではの機能として維持・充実・磨き上げが将来に渡って必要な施設等

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
			概要		誘導等 区分		
観光産業を支え魅力を高める機能	観光交流向上機能(施設)	交通【再掲】	鉄道駅【再掲】	<p>広域(道内外)に往来するための発着となる主要駅(基幹的公共交通軸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に7施設あるうち、4施設が、中核及び準中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・観光都市である本市において、高い交通結節機能を有する市内外からの玄関口であることに加え、区域内における交流核としてにぎわいを創出する上で重要な機能であることから、<b>誘導施設として設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> <li>・また、<b>広域連携交流都市機能誘導区域(新小樽(仮称)駅周辺地区)に新たに整備される鉄道駅を誘導施設に設定</b>、同区域と中核都市機能誘導区域との拠点間公共交通ネットワークの充実を図ることにより、<b>更なる市民等の交通利便性の向上、区域内における更なるにぎわいの創出</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>充実・誘導</b></p>	<p>【法定区域(中核)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR小樽駅</li> <li>・JR南小樽駅</li> <li>・JR小樽築港駅</li> </ul> <p>【法定区域(準中核)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR銭函駅</li> </ul> <p>【法定区域外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR蘭島駅</li> <li>・JR塩谷駅</li> <li>・JR朝里駅</li> </ul> <p>※広域連携交流都市機能誘導区域内に北海道新幹線新小樽(仮称)駅を整備予定</p>
			バス【再掲】	<p>複数の路線バス等が発着する停留施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に1施設あり、中核都市機能誘導区域に立地</li> <li>・区域内外における利便性向上、市民と観光客等との交流促進等に寄与する機能であることから、<b>誘導施設に設定、既存機能の維持・充実</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>充実</b></p>	<p>【法定区域(中核)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽駅前バスターミナル</li> </ul>
			旅客船・フェリー【再掲】	<p>市民や国内外の旅行者等が利用する広域(国内外・道内外)の往来のための発着場所となる旅客船やフェリーのターミナル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能誘導区域外に立地</li> <li>・広域(国内外・道内外)の往来のための発着場所として必要な機能ではあるが、立地場所が特定され、都市機能誘導区域外に配置されていることから<b>誘導施設としない</b>。</li> </ul>	<p><b>機能維持</b></p>	<p>【法定区域外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽港クルーズターミナル(旅客船ターミナル)</li> <li>・小樽フェリーターミナル</li> </ul>
			観光船【再掲】	<p>市民や観光客等が利用する港内及び沿岸を周遊するための発着場所となる多目的ホールを併設したターミナル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光船等乗り場は、小樽運河周辺や第3号ふ頭基部など、都市機能誘導区域内外に分散</li> <li>・第3号ふ頭及び周辺区域におけるにぎわいのある国際交流空間とするため策定した「第3号ふ頭及び周辺再開発計画(平成26年度)」に基づき、第3号ふ頭基部において観光船発着場を集約する観光船ターミナルの整備中</li> <li>・同機能は、同交流空間を含む中核都市機能誘導区域内における利便性向上、市民と観光客等との交流促進による都市機能の増進に寄与する機能であることから、<b>誘導施設に設定、区域内における更なるにぎわいの創出</b>を図る。</li> </ul>	<p><b>誘導</b></p>	<p>—</p> <p>※中核都市機能誘導区域内に、観光船ターミナルを整備中</p>

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章  
資料編

分野：文化・景観等

＜観光産業を支え魅力を高める機能＞

設定区分

- ：誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- ：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- ：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 機能維持**：本市ならではの機能として維持・充実・磨き上げが将来に渡って必要な施設等

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
			概要		誘導等区分		
観光産業を支え魅力を高める機能	重要観光資源	文化・景観等	文化財、歴史的建造物、歴史的遺構(運河、鉄道等)、史跡、重要眺望地点、国定公園、土木遺産等	本市の観光を支え歴史的まちなみを形づくる資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に多数存在</li> <li>・立地場所を特定することはなじまないことなどから<b>誘導施設とはしない</b>が、本市の魅力をアピールする重要な観光資源であり、<b>将来にわたって維持・充実・保全、磨き上げ</b>を図る。</li> </ul>	機能維持	銀行建築群、倉庫群、旧手宮線散策路、忍路環状列石、天狗山、ニセコ積丹小樽海岸国定公園、張碓橋など

分野：アクティビティ等

＜観光産業を支え魅力を高める機能＞

設定区分

- ：誘導施設(都市機能増進施設)として設定
- ：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討
- ：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

- 誘導**：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)
- 充実**：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)
- 機能維持**：本市ならではの機能として維持・充実・磨き上げが将来に渡って必要な施設等

機能区分	分野 (機能)	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【】内は対象区域	
			概要		誘導等区分		
観光産業を支え魅力を高める機能	重要観光資源	アクティビティ等	スキー、海水浴、ゴルフ、登山、温泉等	海と山に囲まれた豊かな自然を活用した本市の観光を支える資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に多数存在</li> <li>・立地場所を特定することはなじまないことなどから<b>誘導施設とはしない</b>が、本市の魅力をアピールする重要な観光資源であり、<b>将来にわたって維持・充実・保全、磨き上げ</b>を図る。</li> </ul>	機能維持	蘭島・塩谷海水浴場、各スキー場、各ゴルフ場、天狗山・丸山・赤岩山、朝里川温泉など

分野：学習・体験機能

＜観光産業を支え魅力を高める機能＞

設定区分

■：誘導施設(都市機能増進施設)として設定

■：誘導施設として設定するとともに新たに誘導を図るべき区域等を継続検討

■：誘導施設への設定の必要性を継続して検討する「市独自施設」と設定

誘導等区分

誘導：区域内における都市機能の充実等を図るため、ゆるやかに誘導を図るべき施設(新規誘導施設)

充実：既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆるやかに充実を図るべき施設(既存誘導施設)

機能維持：本市ならではの機能として維持・充実・磨き上げが将来に渡って必要な施設等

機能区分	分野	都市機能施設の分類		設定の考え方・誘導区分		備考(参考) ※既存公共施設等 【 】内は対象区域	
			概要		誘導等区分		
観光産業を支え魅力を高める機能	重要観光資源	学習・体験	地場産(ガラス、酒、かまぼこ等)、水族館、美術館・博物館等	本市の魅力を楽しむ体験・滞在型観光の振興に寄与する資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域に多数存在</li> <li>立地場所を特定することはなじまないことなどから、<b>誘導施設とはしない</b>が、本市の魅力をアピールする重要な観光資源であり、<b>将来にわたって維持・充実・保全、磨き上げ</b>を図る。</li> </ul>	機能維持	おたる水族館、美術館など



(3) 誘導施設等の設定 STEP 3

前述の設定の考え方を踏まえ、以下のとおり、都市機能誘導区域(法定)ごとに誘導施設を設定します。

また併せて、誘導施設以外の都市機能施設等についても、地域の将来のまちづくりのイメージを共有するため、将来配置が望ましいと考えられる施設などを区域ごとに設定します。

誘導施設		誘導		充実		継続検討		段階的誘導		機能維持		居住エリア等区分																				ゆとり居住エリア							
		区域内における都市機能の充実を図るため、ゆとりやかに誘導を図るべき施設		既に都市機能誘導区域に立地し、今後も必要とされる機能として維持及びゆとりやかに充実を図るべき施設		誘導施設への設定の必要性や新たに誘導を図るべき区域等について継続して検討する施設		長期的な時間軸の中でゆとりやかに無難のない形で居住等の集約を図る過程において、各区域(法定・法定外)の役割に応じて、既存機能の維持又は将来配置が望ましいと考えられる施設(「小樽市のまちづくりに関するアンケート調査」の市民ニーズの高い施設)		交流人口の増加に寄与する施設や本市の魅力アービクルする資源等、促進にわたって維持・充実・保全、磨き上げを図る必要のあるもの(★は特に充実が必要なもの)		都市型居住推奨区域(法に基づく居住誘導区域)										地域特性活用居住区域(市独自)										一般居住区域(市独自)		自然共生区域(市独自)		市街化調整区域			
		都市機能誘導区域(法定)										都市機能誘導区域(市独自)																											
		中核(法定)					広域連携交流(法定)					準中核(法定)					副次(市独自)					一般(市独自)					一般(市独自)												
機能区分		分野(機能)		施設分類		法等の位置付け、規模等		誘導区分		現状		設定の有無等		現状		設定の有無等		現状		設定の有無等		現状		設定の有無等		現状		設定の有無等		現状		設定の有無等		現状		設定の有無等			
市民の暮らしを支え質を高める機能	商業	大規模集客施設(床面積10,000㎡超)		店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の面積合計が10,000㎡を超えるもの		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		二次救急医療施設		医療法第1条の5に規定する「病院」のうち、救急医療対策事業実施要綱第2に規定する「入院を要する(第二次)救急医療施設」を担う「二次救急医療施設」		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	医療	初期救急医療施設		医療法第1条の5に規定する「病院」のうち、救急医療対策事業実施要綱第1に規定する「初期救急医療施設」を担う「初期救急医療施設」		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		子ども家庭センター		母子保健法第22条及び児童福祉法第10条の2に規定する施設		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	子育て	地域子育て支援センター		児童福祉法第6条の3第8項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う地域子育て支援センター		継続検討	—	—	—	—	✓立地	継続検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		児童厚生施設		市条例に規定する児童館、児童センター		継続検討	✓立地	継続検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		子ども発達支援センター		市条例に規定する子ども発達支援センター		継続検討	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保健・福祉	保健所		地域保健法第5条第1項に規定する保健所		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		総合福祉センター		市条例に規定する総合福祉センター		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		身体障害者福祉センター		市条例に規定する身体障害者福祉センター		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育・文化交流	文化ホール		市条例に規定するホール機能を有する小樽市民会館、小樽市民センター及び小樽市公会堂条例又はこれらに類する施設		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		コミュニティセンター等		市条例に規定する体育室、集会所等を有するいなきたコミュニティセンター及び銭函市民センター又はこれらに類する施設		充実 継続検討	✓立地	●	—	—	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		勤労センター		市条例に規定する勤労女性センター及び勤労青少年ホーム又はこれらに類する施設		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		図書館		図書館法第2条第1項に規定する図書館		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		博物館		博物館法第2条第2項に規定する「公立博物館」。ただし、歴史的背景などから立地場所が特定される施設は除く。		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		美術館等		—		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		生涯学習施設		市条例に規定する生涯学習プラザ又はこれに類する施設		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		スポーツ拠点施設		全市民をはじめ広域圏からの利用者を対象として、複数競技が開催可能な拠点のスポーツ施設(総合体育館ほか小樽公園内施設)		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地域づくり交流施設		スポーツ拠点施設と一体となって市民の交流や活動を支え、促進する多目的交流スペースを有する拠点施設		誘導	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		観光交流施設		地場産品の普及を促進し、観光情報を提供することにより、産業の振興を図るとともに、市民の交流の場となる施設		充実 誘導	✓立地	●	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行政	市役所		市条例に規定する小樽市役所本庁舎		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	行政施設		市役所支所		—	✓立地	現状維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
交通	鉄道(駅)		鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条第1項第7号に規定する施設		充実 誘導	✓立地	●	—	◎	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	バス		複数の路線バス等が発着する停留施設		充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ターミナル		フェリー、旅客船		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	観光船		港湾法第2条第5項第7号		誘導	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一般都市機能施設	商業		スーパーマーケット、ドラッグストア等の食料品・日用品販売店舗		—	✓立地	■	—	—	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	
	商業		コンビニエンスストア		—	✓立地	■	—	—	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	
	医療		病院		医療法第1条の5に規定する「病院」のうち、内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む病院(病床20床以上)		—	✓立地	■	—	—	■	✓立地	■	✓立地	■	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療		診療所		医療法第1条の5に規定する「診療所」のうち、内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む診療所(病床0~19床)		—	✓立地	■	—	—	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	子育て		保育所・幼稚園等		—	✓立地	現状維持	—	—	✓立地	現状維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保健・福祉		地域包括支援センター		—	✓立地	他計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	保健・福祉		デイサービスセンター等の社会福祉施設等		—	✓立地	現状維持	—	—	✓立地	現状維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	教育		小学校		—	✓立地	他計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	教育		中学校		—	✓立地	他計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融		銀行、信用金庫		—	✓立地	■	—	—	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	
金融		郵便局		—	✓立地	■	—	—	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地	■	✓立地		

「✓立地」：現状、区域内に立地している施設 「他計画」：他の計画により配置の検討が進められる施設 「現状維持」：当面は現状を維持する必要のある施設 「場所特定」：歴史的背景などから立地場所が特定される施設



凡例	誘導施設		居住エリア等		居住推奨エリア																				ゆとり居住エリア													
	○	●	都市機能誘導区域区分		都市型居住推奨区域(法に基づく居住誘導区域)										地域特性活用居住区域(市独自)										一般居住区域(市独自)		自然共生区域(市独自)		市街化調整区域									
	■	★	都市機能誘導区域区分	都市機能誘導区域(法定)					都市機能誘導区域(市独自)					副次(市独自)					一般(市独自)					一般(市独自)														
	■	★	拠点区分	中核(法定)		広域連携交流(法定)		準中核(法定)		副次(市独自)					一般(市独自)					一般(市独自)					生活拠点		生活拠点											
機能区分			分野(機能)	施設等分類	法等の位置付け、規模等	誘導区分	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等	現状	設定の有無等		
市独自設定施設等	継続検討	継続検討	誘導施設への設定の必要性や新たに誘導を図るべき区域等について継続して検討する施設	機能維持	区域内河川等	1000mを超える旅館業法第2条第2項に規定する旅館ホテルで、レストラン、日帰り温泉施設などを有した市民の生活を豊かにするもの	機能維持	★★	—	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	段階的誘導	段階的誘導	長期的な時間軸の中でゆやかに無理のない形で居住等の集約を図る過程において、各区域(法定・法定外)の役割に応じて、既存機能の維持又は将来配置が望ましいと考えられる施設(「小樽市のまちづくりに関するアンケート調査」の市民ニーズの高い施設)	充実誘導	✓立地	地場産品の普及を促進し、観光情報を提供することにより、産業の振興を図るとともに、市民の交流の場となるもの(観光物産プラザ<再掲>等)	充実誘導	●	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	機能維持	機能維持	交流人口の増加に寄与する施設や本市の魅力アップに資する資源等で、将来にわたって維持・充実・保全、度々上げを図る必要のあるもの(★★は特に充実が必要なもの)	充実誘導	✓立地	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第2条第1項第7号に規定する施設	充実誘導	✓立地	●	—	◎	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				機能維持	区域隣接	複数の路線バス等が発着する停留施設	充実	✓立地	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				機能維持	区域隣接	ターミナル【再掲】	フェリー、旅客船	港湾法第2条第5項第6号、7号	機能維持	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				誘導	—	観光船	港湾法第2条第5項第7号	誘導	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重要観光資源	文化・景観等	文化財、歴史的建造物、歴史的遺構(運河、鉄道等)、史跡、重要眺望地点、国定公園、土木遺産等	本市の観光を支える歴史的街並みを形づくる資源(銀行建築群、倉庫群、旧手宮線敷設路、沼路環状列石、天狗山、ニセコ積丹小樽海岸国定公園、張碓橋など)	機能維持	区域内銀行建築群等	★	区域周辺奥沢水源地	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	アクティビティ等	スキー、海水浴、ゴルフ、登山、温泉等	海と山に囲まれた豊かな自然を活用した本市の観光を支える資源(釧路・塩谷海水浴場、各スキー場、各ゴルフ場、天狗山・丸山・赤岩山、朝里川温泉など)	機能維持	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	学習・体験	地場産品(ガラス、酒、かまぼこ等)、水族館、博物館、美術館等	体験・滞在型観光の推進に寄与する資源(ガラス製作体験、酒蔵・ワイナリー・かまぼこ工場見学、おたる水族館、美術館など)	機能維持	区域内地場産品、美術館等	★	区域周辺地場産品	★	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

「区域内○○○」：都市機能誘導区域内にある観光機能・資源  
 「区域隣接○○○」：都市機能誘導区域に隣接している観光機能・資源(最寄りの都市機能誘導区域からの移動手段：主に徒歩)  
 「区域周辺○○○」：都市機能誘導区域の周辺の観光機能・資源(最寄りの都市機能誘導区域からの移動手段：主に自動車)



## 6.3 誘導施設

前述のとおり、都市再生特別措置法に基づく誘導施設は、以下とします。(再掲)

分野	施設分類	法等の位置付け等	都市機能誘導区域（法定）		
			中核	広域連携交流	準中核
商業	大規模集客施設 (床面積 10,000 m <sup>2</sup> 超)	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	●	—	—
医療	二次救急医療施設	医療法第 1 条の 5 に規定する「病院」のうち、救急医療対策事業実施要綱 第 2 に規定する「入院を要する(第二次)救急医療体制」を担う「二次救急医療施設」	●	—	—
	初期救急医療施設	医療法第 1 条の 5 に規定する「病院」のうち、救急医療対策事業実施要綱 第 1 に規定する「初期救急医療体制」を担う「初期救急医療施設」	●	—	—
子育て	こども家庭センター	母子保健法第 22 条及び児童福祉法第 10 条の 2 に規定する施設	●	—	—
保健・福祉	保健所	地域保健法第 5 条第 1 項に規定する保健所	●	—	—
	総合福祉センター	市条例に規定する総合福祉センター	●	—	—
	身体障害者福祉センター	市条例に規定する身体障害者福祉センター	●	—	—
教育・文化・交流	文化ホール	市条例に規定するホール機能を有する小樽市民会館、小樽市民センター及び小樽市公会堂条例又はこれらに類する施設	●	—	—
	コミュニティセンター等	市条例に規定する体育室、集会室等を有するいなきたコミュニティセンター及び銭函市民センター又はこれらに類する施設	●	—	●
	勤労センター	市条例に規定する勤労女性センター及び勤労青少年ホーム又はこれらに類する施設	●	—	—
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館	●	—	—
	博物館	博物館法第 2 条第 2 項に規定する「公立博物館」。ただし、歴史的背景などから立地場所が特定される施設は除く。	●	—	—
	美術館等		●	—	—
	生涯学習施設	市条例に規定する生涯学習プラザ又はこれに類する施設	●	—	—
	スポーツ拠点施設	全市民をはじめ広域圏からの利用者を対象として、複数競技が開催可能な拠点的スポーツ施設(総合体育館ほか小樽公園内施設)	●	—	—
	地域づくり交流施設	スポーツ拠点施設と一体となって市民の交流や活動を支え、促進する多目的交流スペースを有する拠点的施設	◎	—	—
	観光交流施設	地場産品の普及を促進し、観光情報を提供することにより、産業の振興を図るとともに、市民の交流の場となる施設	●	◎	—
行政	市役所	市条例に規定する小樽市役所本庁舎	●	—	—
交通	鉄道駅	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第 2 条第 1 項第 7 号に規定する施設	●	◎	●
	バスターミナル	複数の路線バス等が発着する停留施設	●	—	—
	観光船ターミナル	市民や観光客等が利用する港内及び沿岸を周遊するための発着場所となる多目的ホールを併設したターミナル(港湾法第 2 条第 5 項第 7 号に規定する施設)	◎	—	—

●: 誘導施設(充実)    ◎: 誘導施設(誘導)

